

平成18年6月20日教育研究評議会議事要旨

本部棟大会議室

午後2時00分～2時40分

- 議長 小宮山総長
西尾，古田，濱田，佐藤，岡村各評議員（理事）
高橋（宏），馬場，廣川，影山，高橋（和），丸井，岩澤，會田，生源寺，
佐口，木畑，小島，金子，佐藤，杉山，桂，磯部，吉見，武市，山本代齋藤，
大久保，関本，小森田，前田，保立，宮島代橋本，鈴木代黒田，上田，寺崎，
橋本代大西各評議員
巻出アイソトープ総合センター長
佐久間広報委員長
上杉理事
石黒，漆館両監事
石堂，竹原各副理事
- 本部 里見企画調整役，坂口，出澤，長坂，吉野，内山各部長
鎌塚，松田，平野，我妻，佃，江頭，関谷各課長

平成18年4月25日教育研究評議会議事要旨（案）は，確認のうえ，原案どおり承認された。

1 学内外情勢について（資料2）

総長から，前回教育研究評議会以降の学内外情勢について資料2のとおり報告があった。

2 平成19年度概算要求について（資料3，4）

西尾理事から，資料3及び資料4に基づき，概算要求事項（案）について，部局ヒアリングの後，大学委員会及び学術企画調整室等の評価結果等に基づき，財務関係の推薦事項及び継続事業並びに施設整備費関係を取りまとめた旨説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり了承され，経営協議会に付議することとした。

3 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書について（資料5）

佐藤理事から，法令の定めにより，国立大学法人評価委員会の評価を受ける，平成17事業年度の業務実績報告書について，資料5のとおりとりまとめた旨説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり了承され，経営協議会に付議することとした。

4 法科大学院認証評価（予備評価）自己評価について（資料6）

佐藤理事から，法令の定めにより，大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける，法学政治学研究所法曹養成専攻の予備評価となる自己評価書について，資料6のとおりとりまとめた旨説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり了承され，経営協議会に付議することとした。

5 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（資料7）

濱田理事から，新領域創成科学研究科では，既に導入している教員の任期制の教育研究組織の見直しに伴い，所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり了承され，役員会に付議すること

とした。

6 特別な事由による休学の期間延長について

高橋人文社会系研究科長から、大学院学則第29条第2項の規定に基づく、特別な事由による休学の期間延長について、休学理由等の説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、承認された。

7 東京大学と社会科学高等研究院との間における学术交流に関する協定書及び学生交流に関する覚書について(資料8)

佐藤理事から、社会科学高等研究院(フランス)との大学間協定の締結について、資料8のとおり報告があった。

8 国際交流協定締結等について(資料9)

佐藤理事から、国際交流協定の更新について、資料9のとおり報告があった。

9 東京大学と大阪市立大学との間における特別研究学生交流について(資料10)

古田理事から、新たに大阪市立大学と、特別研究学生の研究指導の委託・受託に関する協定を締結するものである旨報告があった。

10 寄附金及び寄附物品等の受納について(資料11, 12)

岡村理事から、平成17年度3月分及び平成18年度4月分について資料11及び資料12のとおり報告があった。

11 寄付講座の設置について(資料13~15)

岡村理事から、医学系研究科「統合画像情報学(富士写真フィルム)」及び工学系研究科「医療社会システム工学(BML, TS MED, OKAYA)」を平成18年7月1日から5年間並びに経済学研究科「金融機関のリスクマネジメント」を平成19年4月1日から3年間設置する旨報告があった。

12 寄付研究部門の存続期間の更新について(資料16)

岡村理事から、医科学研究所「幹細胞組織医工学(日立プラント・デニックス・アルプラスト)」を平成18年7月1日から2年間更新する旨報告があった。

13 教員の懲戒処分について

総長から、教員懲戒手続規程に基づき報告があった。

14 名誉教授の称号授与について(資料17~18)

名誉教授選考委員会委員長の岩澤理学系研究科長から、前回の教育研究評議会において審査を付託されて以来、2回の選考委員会を開催し、推薦のあった名誉教授候補者59名全員について、本学の名誉教授としての資格要件を満たしているとの結論を得た旨報告があった。

以上の報告の後、総長から、名誉教授称号授与規則の規定に則り、表決を本日举行したい旨を諮り、異議なく了承された。

投票に先立ち、総長から、従来の取扱いに倣い、表決権を行使しない旨の発言があり、次いで、人事部長から、議決要件等について説明があり、定足数を確認した後、投票が行われた。

開票は、教育学研究科長及び物性研究所長の立ち会いの下に行われ、その結果について、総長から、名誉教授候補者59名全員について、必要とされる出席者の4分の3以上の賛成が得られた旨報告があり、候補者全員に名誉教授の称号を授与することとした。